

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成21年5月15日

【四半期会計期間】 第14期第2四半期(自平成21年1月1日至平成21年3月31日)

【会社名】 株式会社エムティーアイ

【英訳名】 MTI Ltd.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 前多俊宏

【本店の所在の場所】 東京都新宿区西新宿3丁目20番2号

【電話番号】 03(5333)6323

【事務連絡者氏名】 執行役員 経営企画本部長 松本博

【最寄りの連絡場所】 東京都新宿区西新宿3丁目20番2号

【電話番号】 03(5333)6838

【事務連絡者氏名】 経営企画本部 経理部長 中村博之

【縦覧に供する場所】 株式会社ジャスダック証券取引所
(東京都中央区日本橋茅場町1丁目5番8号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

連結経営指標等

回次		第14期 第2四半期連結累計期間	第14期 第2四半期連結会計期間	第13期
会計期間		自平成20年10月1日 至平成21年3月31日	自平成21年1月1日 至平成21年3月31日	自平成19年10月1日 至平成20年9月30日
売上高	(千円)	12,138,682	6,339,723	21,615,089
経常利益	(千円)	802,368	565,075	1,675,564
四半期(当期)純利益	(千円)	862,621	721,735	563,297
純資産額	(千円)	-	5,890,610	5,385,537
総資産額	(千円)	-	11,347,121	10,758,982
1株当たり純資産額	(円)	-	43,834.02	39,567.06
1株当たり四半期(当期)純利益	(円)	6,415.90	5,400.39	4,086.52
潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益	(円)	6,377.69	5,360.43	4,048.63
自己資本比率	(%)	-	51.6	49.9
営業活動によるキャッシュ・フロー	(千円)	695,896	-	1,449,459
投資活動によるキャッシュ・フロー	(千円)	475,140	-	1,470,620
財務活動によるキャッシュ・フロー	(千円)	499,981	-	11,722
現金及び現金同等物の四半期末(期末)残高	(千円)	-	1,144,670	1,442,113
従業員数	(名)	-	458	449

(注) 売上高には、消費税等は含まれていません。

2 【事業の内容】

当第2四半期連結会計期間において、当社および当社の関係会社が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社における異動もありません。

3 【関係会社の状況】

連結子会社であった株式会社コミックジェイピーは、平成21年2月1日付にて当社に吸収合併されたため、連結子会社ではなくなりました。

4 【従業員の状況】

(1) 連結会社における状況

平成21年3月31日現在

従業員数(名)	458	(127)
---------	-----	-------

(注) 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は()内に当第2四半期連結会計期間の平均人員を外数で記載しています。

(2) 提出会社の状況

平成21年3月31日現在

従業員数(名)	406	(122)
---------	-----	-------

(注) 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は()内に当第2四半期会計期間の平均人員を外数で記載しています。

第2 【事業の状況】

1 【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

生産に該当する事項がないため、生産実績に関する記載はしていません。

(2) 受注実績

受注生産を行っていませんので、受注実績に関する記載はしていません。

(3) 販売実績

当第2四半期連結会計期間における販売実績を事業の種類別セグメントごとに示すと、次のとおりです。

事業の種類別セグメントの名称	販売高(千円)
コンテンツ配信事業	6,210,744
自社メディア型広告事業	128,978
計	6,339,723

(注) 1 セグメント間取引については、相殺消去しています。

2 主な相手先別の販売実績の総販売実績に対する割合

相手先	当第2四半期連結会計期間	
	販売高(千円)	割合(%)
株式会社NTTドコモ	2,671,642	42.1
KDDI株式会社	2,368,401	37.4
ソフトバンクモバイル株式会社	1,051,411	16.6

3 上記の金額には、消費税等は含まれていません。

2 【経営上の重要な契約等】

(1) その他の契約

連結子会社との合併

被合併会社の名称	契約内容	契約締結日	合併期日
株式会社コミックジェイピー(注)	吸収合併	平成20年11月4日	平成21年2月1日

(注) 詳細は、「第5 経理の状況 1 四半期連結財務諸表 注記事項(企業結合等関係)」をご参照ください。

3 【財政状態及び経営成績の分析】

文中の将来に関する事項は、本四半期報告書提出日現在において当社グループ（当社及び連結子会社）が判断したものです。

(1) 経営成績の分析

当社グループは、第3.5世代携帯端末の普及に伴い、市場が拡大している着うたフル®を中心に有料会員数の拡大を図るべく、プロモーション活動を積極的に展開しました。これにより、着うたフル®やデコレーションメールの有料会員数は好調に拡大するとともに、健康情報や天気予報等の生活情報系コンテンツの有料会員数も順調に拡大しました。

これらの結果、主力事業であるコンテンツ配信事業の平成21年3月末の有料会員数は730万人（平成20年12月末比60万人増）まで拡大したため、売上高は6,339百万円となりました。

売上総利益は、音楽系コンテンツの会員数拡大に伴う楽曲ダウンロード増加により原価率は31.1%に上昇しましたが、売上原価を上回る増収により4,369百万円となりました。

営業利益、経常利益についても、人件費や支払手数料、減価償却費等の増加がありましたが、売上総利益の増益によりそれぞれ567百万円、565百万円となりました。

四半期純利益についても、特別損失として96百万円の計上がありましたが、経常利益の増益や平成21年2月1日で連結子会社である株式会社コミックジェイピーとの合併完了に伴う税効果会計の適用により721百万円となりました。

セグメント別の概況は、次のとおりです。

コンテンツ配信事業

音楽系コンテンツでは、人気楽曲獲得やプロモーション展開に注力し、着うたフル®、着うた®の有料会員数が好調に拡大するとともに、縮小傾向にある着メロについても、有料会員数の減少を最小限に食い止めることができました。

デコレーションメールでは、お正月の年賀状デコメ需要に対応して、積極的なプロモーション展開を行い、また、健康情報、生活情報系コンテンツにおいても、各コンテンツに効果的なプロモーション展開を実施したことにより、有料会員数が好調に拡大しました。

これらの結果、平成21年3月末の有料会員数は730万人（平成20年12月末比60万人増）となり、売上高は6,210百万円に拡大しましたが、営業利益についてはプロモーション活動を積極的に展開したこと等により677百万円となりました。

自社メディア型広告事業

『デコとも』、『ログとも』の登録会員の活性度の向上について、先行的費用投資に伴う赤字額を最小限に抑えながら取り組みました。平成21年3月末の登録会員数は405万人（平成20年12月末比4万人増）となり、売上高は154百万円、営業利益は90百万円となりました。

(2) 財政状態の分析

当第2四半期連結会計期間末の資産合計は11,347百万円となり、前連結会計年度末対比588百万円の増加となりました。

資産の部については、流動資産では現金及び預金が減少しましたが、主に売掛金が増加したことにより522百万円の増加となり、固定資産では投資有価証券が減少しましたが、主にソフトウェアや敷金保証金の増加により65百万円の増加となりました。

負債の部については、流動負債では未払法人税等が減少しましたが、主に買掛金が増加したことにより91百万円の増加となり、固定負債では退職給付引当金が増加しましたが、主に長期借入金が増加したことにより8百万円の減少となりました。

純資産の残高については、自己株式の増加等がありましたが、四半期純利益として862百万円を計上したことにより、505百万円の増加となりました。

(3) キャッシュ・フローの状況

当第2四半期連結会計期間末の現金及び現金同等物は、第1四半期連結会計期間末対比178百万円増加の1,144百万円となりました。

当第2四半期連結会計期間における各キャッシュ・フローの状況および要因は次のとおりです。

営業活動によるキャッシュ・フローは、売上債権の増加等による資金流出がありましたが、税金等調整前四半期純利益や減価償却費の計上、仕入債務の増加等により674百万円の資金流入となりました。

投資活動によるキャッシュ・フローは、無形固定資産（主にソフトウェア）の取得による支出等により330百万円の資金流出となりました。

財務活動によるキャッシュ・フローは、長期借入金返済による支出や社債の償還による支出、自己株式取得による支出等により166百万円の資金流出となりました。

(4) 事業上および財務上の対処すべき課題

当第2四半期連結会計期間において、当連結会社の事業上および財務上の対処すべき課題に重要な変更および新たに生じた課題はありません。

(5) 研究開発活動

当第2四半期連結会計期間の研究開発費の総額は7百万円であります。

第3 【設備の状況】

(1) 主要な設備の状況

当第2四半期連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありませんが、提出会社はソフトウェア77百万円を除却しました。

(2) 設備の新設、除却等の計画

当第2四半期連結会計期間において、第1四半期連結会計期間末に計画中であった重要な設備の新設、除却等について、重要な変更並びに重要な設備計画の完了はありません。また、新たに確定した重要な設備の新設、除却等の計画はありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	447,600
計	447,600

【発行済株式】

種類	第2四半期会計期間末 現在発行数(株) (平成21年3月31日)	提出日現在 発行数(株) (平成21年5月15日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	135,851	135,897	㈱ジャスダック証券 取引所	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式です。なお、単元株制度の採用はありません
計	135,851	135,897	-	-

- (注) 1 当第2四半期会計期間の末日後、新株予約権の権利行使により、発行済株式数が増加しています。
2 提出日の発行数には、平成21年5月1日からこの四半期報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式は含まれていません。

(2) 【新株引受権および新株予約権等の状況】

旧商法第280条ノ19の規定に基づくストックオプション
株主総会の特別決議(平成12年12月22日)

	第2四半期会計期間末現在 (平成21年3月31日)
新株引受権の数(個)	117
新株引受権のうち自己新株予約権の数	-
新株引受権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株制度の採用はありません
新株引受権の目的となる株式の数(株)	234
新株引受権の行使時の払込金額(円)	186,500
新株引受権の行使期間	平成13年2月1日から 平成22年9月30日
新株引受権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価額 186,500 資本組入額 93,250
新株引受権の行使の条件	新株引受行使時においても、当社の取締役または従業員であることを要する。定時株主総会決議および取締役会決議に基づき、当社と付与対象従業員との間で締結する「新株発行請求権付与契約」の定めによる
新株引受権の譲渡に関する事項	譲渡・質入・相続不可
代用払込みに関する事項	該当事項はありません
組織再編成行為に伴う新株引受権の交付に関する事項	該当事項はありません

(注) 1 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により発行価額を調整し、調整により生じた1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後発行価額} = \text{調整前発行価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、時価を下回る払込金額で新株を発行するときは、次の算式により発行価額を調整し、調整により生じた1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後発行価額} = \text{調整前発行価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行による増加株式数}}$$

2 平成20年3月31日最終の株主名簿および実質株主名簿に記載された株主の所有普通株式1株につき2株の割合をもって分割を行っています。これにともない、新株引受権の目的となる株式の付与数は調整後の株式の数を記載しています。

平成13年改正旧商法第280条ノ20および第280条ノ21の規定に基づく新株予約権
株主総会の特別決議(平成15年12月19日)

	第2四半期会計期間末現在 (平成21年3月31日)
新株予約権の数(個)	214
新株予約権のうち自己新株予約権の数	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株制度の採用はありません
新株予約権の目的となる株式の数(株)	428
新株予約権の行使時の払込金額(円)	56,080
新株予約権の行使期間	税制適格 平成18年2月1日から 平成21年9月30日 税制非適格 平成16年2月1日から 平成21年9月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価額 56,080 資本組入額 28,040
新株予約権の行使の条件	権利行使時点においても、当社または当社の関係会社の取締役、監査役または使用人であること
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡するには、取締役会の承認を要する。相続人は権利行使できない
代用払込みに関する事項	該当事項はありません
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	該当事項はありません

- (注) 1 本新株予約権発行日以降、以下の事由が生じた場合は行使価額を調整する。
- 2 会社が株式分割または株式併合を行う場合、それぞれの効力発生の時をもって次の算式により行使価額を調整し、調整により1円未満の端数が生じた場合は、これを切り上げる。
- $$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$
- 3 会社が時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合(本新株予約権の行使による場合および平成14年4月1日改正前商法第280条ノ19の規定に基づく新株引受権の行使による場合を除く)、次の算式により行使価額を調整し、調整により1円未満の端数が生じた場合は、これを切り上げる。ただし、算式中「既発行株式数」には新株発行等の前において会社が保有する自己株式数は含まない。
- $$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行(処分)株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行(処分)前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行(処分)による増加株式数}}$$
- 4 会社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じ行使価額の調整を必要とする場合、合理的な範囲で適切に行使価額を調整する。
- 5 平成20年3月31日最終の株主名簿および実質株主名簿に記載された株主の所有普通株式1株につき2株の割合をもって分割を行っています。これにともない、新株予約権の目的となる株式の付与数は調整後の株式の数を記載しています。

株主総会の特別決議(平成15年12月19日)

	第2四半期会計期間末現在 (平成21年3月31日)
新株予約権の数(個)	86
新株予約権のうち自己新株予約権の数	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株制度の採用はありません
新株予約権の目的となる株式の数(株)	172
新株予約権の行使時の払込金額(円)	84,645
新株予約権の行使期間	平成16年10月1日から 平成21年9月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価額 84,645 資本組入額 42,323
新株予約権の行使の条件	平成17年1月31日までは、割当数の3分の1、平成21年9月30日までは、割当数の全部について行使することができる
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡するには、取締役会の承認を要する。相続人は権利行使できない
代用払込みに関する事項	該当事項はありません
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	該当事項はありません

- (注) 1 本新株予約権発行日以降、以下の事由が生じた場合は行使価額を調整する。
- 2 会社が株式分割または株式併合を行う場合、それぞれの効力発生の時をもって次の算式により行使価額を調整し、調整により1円未満の端数が生じた場合は、これを切り上げる。
- $$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$
- 3 会社が時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合(本新株予約権の行使による場合および平成14年4月1日改正前商法第280条ノ19の規定に基づく新株引受権の行使による場合を除く)、次の算式により行使価額を調整し、調整により1円未満の端数が生じた場合は、これを切り上げる。ただし、算式中「既発行株式数」には新株発行等の前において会社が保有する自己株式数は含まない。
- $$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \text{新規発行(処分)株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行(処分)による増加株式数}}$$
- 4 会社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じ行使価額の調整を必要とする場合、合理的な範囲で適切に行使価額を調整する。
- 5 平成20年3月31日最終の株主名簿および実質株主名簿に記載された株主の所有普通株式1株につき2株の割合をもって分割を行っています。これにともない、新株予約権の目的となる株式の付与数は調整後の株式の数を記載しています。

株主総会の特別決議(平成16年12月18日)

	第2四半期会計期間末現在 (平成21年3月31日)
新株予約権の数(個)	660
新株予約権のうち自己新株予約権の数	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株制度の採用はありません
新株予約権の目的となる株式の数(株)	1,320
新株予約権の行使時の払込金額(円)	83,000
新株予約権の行使期間	平成19年2月1日から 平成22年9月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価額 83,000 資本組入額 41,500
新株予約権の行使の条件	本新株予約権者は、権利行使時においても、当社、当社子会社または当社関係会社の取締役、監査役または使用人のいずれかの地位を有することを要する。ただし、本新株予約権者の退任または退職後の権利行使につき正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りでない。平成19年1月31日までは、割当数の2分の1まで行使することができる
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡するには、取締役会の承認を要する。相続人は権利行使できない
代用払込みに関する事項	該当事項はありません
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	該当事項はありません

(注) 1 本新株予約権発行日以降、以下の事由が生じた場合は行使価額を調整する。

- 2 当社が株式分割または株式併合を行う場合、それぞれの効力発生の時をもって次の算式により行使価額を調整し、調整により生じた1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

- 3 当社が時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合(本新株予約権の行使による場合および旧商法第280条ノ19の規定に基づく新株引受権の行使による場合を除く)、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じた1円未満の端数は切り上げる。ただし、算式中「既発行株式数」には新株発行等の前において会社が保有する自己株式数は含まない。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行(処分)株式数} \times 1 \text{株当たり払込(処分)金額}}{\text{新規発行(処分)前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行(処分)による増加株式数}}$$

- 4 当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い、本件新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、その他これらの場合に準じ行使価額の調整を必要とする場合は、合理的な範囲で適切に行使価額を調整する。
- 5 平成20年3月31日最終の株主名簿および実質株主名簿に記載された株主の所有普通株式1株につき2株の割合をもって分割を行っています。これにともない、新株予約権の目的となる株式の付与数は調整後の株式の数を記載しています。

株主総会の特別決議(平成16年12月18日)

	第2四半期会計期間末現在 (平成21年3月31日)
新株予約権の数(個)	30
新株予約権のうち自己新株予約権の数	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株制度の採用はありません
新株予約権の目的となる株式の数(株)	60
新株予約権の行使時の払込金額(円)	145,197
新株予約権の行使期間	税制適格 平成19年2月1日から 平成22年9月30日 税制非適格 平成18年10月1日から 平成22年9月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価額 145,197 資本組入額 72,599
新株予約権の行使の条件	(ア) 税制適格契約締結の本新株予約権者は、権利行使時においても、当社、当社子会社または当社関係会社の取締役、監査役または使用人のいずれかの地位を有することを要する。ただし、本新株予約権者の退任または退職後の権利行使につき正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りでない (イ) 税制非適格契約締結の本新株予約権者は、権利行使時においても、当社と協力関係にあることを要する ア 平成19年9月30日までは、割当数の2分の1まで行使することができる イ 平成22年9月30日までは、割当数の全部について行使することができる
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡するには、取締役会の承認を要する。相続人は権利行使できない
代用払込みにに関する事項	該当事項はありません
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	該当事項はありません

(注) 1 本新株予約権発行日以降、以下の事由が生じた場合は行使価額を調整する。

- 2 当社が株式分割または株式併合を行う場合、それぞれの効力発生の時をもって次の算式により行使価額を調整し、調整により生じた1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

- 3 当社が時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合(本新株予約権の行使による場合および旧商法第280条ノ19の規定に基づく新株引受権の行使による場合を除く)、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じた1円未満の端数は切り上げる。ただし、算式中「既発行株式数」には新株発行等の前において会社が保有する自己株式数は含まない。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行(処分)株式数} \times 1 \text{株当たり払込(処分)金額}}{\text{新規発行(処分)前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行(処分)による増加株式数}}$$

- 4 当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い、本件新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、その他これらの場合に準じ行使価額の調整を必要とする場合は、合理的な範囲で適切に行使価額を調整する。

- 5 平成20年3月31日最終の株主名簿および実質株主名簿に記載された株主の所有普通株式1株につき2株の割合をもって分割を行っています。これにともない、新株予約権の目的となる株式の付与数は調整後の株式の数を記載しています。

株主総会の特別決議(平成16年12月18日)

	第2四半期会計期間末現在 (平成21年3月31日)
新株予約権の数(個)	91
新株予約権のうち自己新株予約権の数	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株制度の採用はありません
新株予約権の目的となる株式の数(株)	182
新株予約権の行使時の払込金額(円)	221,500
新株予約権の行使期間	平成19年12月1日から 平成22年9月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価額 221,500 資本組入額 110,750
新株予約権の行使の条件	本新株予約権者は、権利行使時においても、当社、当社子会社または当社関係会社の取締役、監査役または使用人のいずれかの地位を有することを要する。ただし、本新株予約権者の退任または退職後の権利行使につき正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りでない
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡するには、取締役会の承認を要する。相続人は権利行使できない
代用払込みに関する事項	該当事項はありません
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	該当事項はありません

- (注) 1 本新株予約権発行日以降、以下の事由が生じた場合は行使価額を調整する。
2 当社が株式分割または株式併合を行う場合、それぞれの効力発生の時をもって次の算式により行使価額を調整し、調整により生じた1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

- 3 当社が時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合(本新株予約権の行使による場合および旧商法第280条ノ19の規定に基づく新株引受権の行使による場合を除く)、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じた1円未満の端数は切り上げる。ただし、算式中「既発行株式数」には新株発行等の前において会社が保有する自己株式数は含まない。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行(処分)株式数} \times \text{1株当たり払込(処分)金額}}{\text{新規発行(処分)前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行(処分)による増加株式数}}$$

- 4 当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い、本件新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、その他これらの場合に準じ行使価額の調整を必要とする場合は、合理的な範囲で適切に行使価額を調整する。
5 平成20年3月31日最終の株主名簿および実質株主名簿に記載された株主の所有普通株式1株につき2株の割合をもって分割を行っています。これにともない、新株予約権の目的となる株式の付与数は調整後の株式の数を記載しています。

株主総会の特別決議(平成17年12月23日)

	第2四半期会計期間末現在 (平成21年3月31日)
新株予約権の数(個)	491
新株予約権のうち自己新株予約権の数	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株制度の採用はありません
新株予約権の目的となる株式の数(株)	982
新株予約権の行使時の払込金額(円)	228,707
新株予約権の行使期間	税制適格 平成20年3月1日から 平成23年9月30日 税制非適格 平成19年3月1日から 平成23年9月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価額 228,707 資本組入額 114,354
新株予約権の行使の条件	(ア) 税制適格契約締結の本新株予約権者は、権利行使時においても、当社、当社子会社または当社関係会社の取締役、監査役または使用人のいずれかの地位を有することを要する。ただし、本新株予約権者の退任または退職後の権利行使につき正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りでない。なお、新株予約権者の任期満了による退任、定年による退職の場合は、権利行使期間終了まで引き続き権利を有するものとする (イ) 税制非適格契約締結の本新株予約権者は、権利行使時においても、当社と協力関係にあることを要する ア 平成20年2月29日までは、割当数の2分の1まで行使することができる イ 平成23年9月30日までは、割当数の全部について行使することができる
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡するには、取締役会の承認を要する。相続人は権利行使できない
代用払込みに関する事項	該当事項はありません
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	該当事項はありません

(注) 1 本新株予約権発行日以降、以下の事由が生じた場合は行使価額を調整する。

- 2 当社が株式分割または株式併合を行う場合、それぞれの効力発生の時をもって次の算式により行使価額を調整し、調整により生じた1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

- 3 当社が時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合(本新株予約権の行使による場合および旧商法第280条ノ19の規定に基づく新株引受権の行使による場合を除く)、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じた1円未満の端数は切り上げる。ただし、算式中「既発行株式数」には新株発行等の前において会社が保有する自己株式数は含まない。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行(処分)株式数} \times \text{1株当たり払込(処分)金額}}{\text{新規発行(処分)前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行(処分)による増加株式数}}$$

- 4 当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い、本件新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、その他これらの場合に準じ行使価額の調整を必要とする場合は、合理的な範囲で適切に行使価額を調整する。

- 5 平成20年3月31日最終の株主名簿および実質株主名簿に記載された株主の所有普通株式1株につき2株の割合をもって分割を行っています。これにともない、新株予約権の目的となる株式の付与数は調整後の株式の数を記載しています。

株主総会の特別決議(平成17年12月23日)

	第2四半期会計期間末現在 (平成21年3月31日)
新株予約権の数(個)	100
新株予約権のうち自己新株予約権の数	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株制度の採用はありません
新株予約権の目的となる株式の数(株)	200
新株予約権の行使時の払込金額(円)	233,500
新株予約権の行使期間	平成19年4月1日から 平成23年9月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価額 223,500 資本組入額 116,750
新株予約権の行使の条件	(ア) 本新株予約権者は、権利行使時においても、当社、当社子会社または当社関係会社と協力関係にあることを要する (イ) 本新株予約権者は、以下の区分に従って、各割当数の一部または全部を行使することができる。ただし、以下の計算の結果、行使可能な新株予約権の数が整数でない場合は、整数に切り上げた数とする ア 平成20年3月31日までは、割当数の2分の1まで行使することができる イ 平成23年9月30日までは、割当数の全部について行使することができる
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡するには、取締役会の承認を要する。相続人は権利行使できない
代用払込みに関する事項	該当事項はありません
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	該当事項はありません

- (注) 1 本新株予約権発行日以降、以下の事由が生じた場合は行使価額を調整する。
- 2 当社が株式分割または株式併合を行う場合、それぞれの効力発生の時をもって次の算式により行使価額を調整し、調整により生じた1円未満の端数は切り上げる。
- $$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$
- 3 当社が時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合(本新株予約権の行使による場合および旧商法第280条ノ19の規定に基づく新株引受権の行使による場合を除く)、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じた1円未満の端数は切り上げる。ただし、算式中「既発行株式数」には新株発行等の前において会社が保有する自己株式数は含まない。
- $$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行(処分)株式数} \times \text{1株当たり払込(処分)金額}}{\text{新規発行(処分)前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行(処分)による増加株式数}}$$
- 4 当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い、本件新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、その他これらの場合に準じ行使価額の調整を必要とする場合は、合理的な範囲で適切に行使価額を調整する。
- 5 平成20年3月31日最終の株主名簿および実質株主名簿に記載された株主の所有普通株式1株につき2株の割合をもって分割を行っています。これにともない、新株予約権の目的となる株式の付与数は調整後の株式の数を記載しています。

会社法第240条第2項および同条第3項の規定に基づくストックオプション

取締役会の決議(平成20年2月21日)

	第2四半期会計期間末現在 (平成21年3月31日)
新株予約権の数(個)	354
新株予約権のうち自己新株予約権の数	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株制度の採用はありません
新株予約権の目的となる株式の数(株)	708
新株予約権の行使時の払込金額(円)	222,627
新株予約権の行使期間	平成22年4月1日から 平成25年9月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価額 222,627 資本組入額 111,314
新株予約権の行使の条件	(ア) 新株予約権者は、権利行使時においても、当社、当社の子会社または当社の関連会社の取締役、監査役または従業員のいずれかの地位を有することを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他新株予約権者の退任または退職後の権利行使につき正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りでない (イ) 新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人による新株予約権者の行使は認めないものとし、当該新株予約権は会社法第287条の定めに基づき消滅するものとする (ウ) 新株予約権者は、その割当数の一部または全部を行使することができる。ただし、新株予約権の1個未満の行使はできないものとする (エ) 新株予約権者が当社、当社の子会社または当社の関連会社の取締役、監査役または従業員のいずれの地位も有しなくなった場合、当社は、取締役会で当該新株予約権の権利行使を認めない旨の決議をすることができる。この場合においては、当該新株予約権は、会社法第287条の定めに基づき消滅するものとする
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡するには、取締役会の承認を要する
代用払込みに関する事項	該当事項はありません

	第2四半期会計期間末現在 (平成21年3月31日)
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以上を総称して以下「組織再編行為」という)をする場合において、組織再編行為の効力発生時点において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という)の新株予約権をそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を交付する旨およびその比率を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約および株式移転計画において定めた場合に限るものとする

- (注) 1 本新株予約権発行日以降、以下の事由が生じた場合は行使価額を調整する。
- 2 当社が株式分割または株式併合を行う場合、それぞれの効力発生の時をもって次の算式により行使価額を調整し、調整により生じた1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

- 3 当社が時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合(本新株予約権の行使による場合および旧商法第280条ノ19の規定に基づく新株引受権の行使による場合を除く)、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じた1円未満の端数は切り上げる。ただし、算式中「既発行株式数」には新株発行等の前において会社が保有する自己株式数は含まない。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行(処分)株式数} \times 1 \text{株当たり払込(処分)金額}}{\text{新規発行(処分)前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行(処分)による増加株式数}}$$

- 4 当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い、本件新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、その他これらの場合に準じ行使価額の調整を必要とする場合は、合理的な範囲で適切に行使価額を調整する。
- 5 平成20年3月31日最終の株主名簿および実質株主名簿に記載された株主の所有普通株式1株につき2株の割合をもって分割を行っています。これにともない、新株予約権の目的となる株式の付与数は調整後の株式の数を記載しています。

取締役会の決議(平成21年 1月30日)

	第2 四半期会計期間末現在 (平成21年 3月31日)
新株予約権の数(個)	772
新株予約権のうち自己新株予約権の数	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株制度の採用はありません
新株予約権の目的となる株式の数(株)	772
新株予約権の行使時の払込金額(円)	153,200
新株予約権の行使期間	平成23年 3月 1日から 平成26年 9月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価額 153,200 資本組入額 76,600
新株予約権の行使の条件	(ア) 新株予約権者は、権利行使時においても、当社、当社の子会社または当社の関連会社の取締役、監査役または従業員のいずれかの地位を有することを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他新株予約権者の退任または退職後の権利行使につき正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りでない (イ) 新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人による新株予約権者の行使は認めないものとし、当該新株予約権は会社法第287条の定めに基づき消滅するものとする (ウ) 新株予約権者は、その割当数の一部または全部を行使することができる。ただし、新株予約権の1個未満の行使はできないものとする (エ) 新株予約権者が当社、当社の子会社または当社の関連会社の取締役、監査役または従業員のいずれの地位も有しなくなった場合、当社は、取締役会で当該新株予約権の権利行使を認めることがない旨の決議をすることができる。この場合においては、当該新株予約権は、会社法第287条の定めに基づき消滅するものとする
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡するには、取締役会の承認を要する
代用払込みに関する事項	該当事項はありません

	第2 四半期会計期間末現在 (平成21年 3月31日)
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	<p>当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以上を総称して以下「組織再編行為」という)をする場合において、組織再編行為の効力発生時点において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という)の新株予約権をそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を交付する旨およびその比率を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする</p>

(注) 1 本新株予約権発行日以降、以下の事由が生じた場合は行使価額を調整する。

- 2 当社が株式分割または株式併合を行う場合、それぞれの効力発生の時をもって次の算式により行使価額を調整し、調整により生じた1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

- 3 当社が時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合(本新株予約権の行使による場合および旧商法第280条ノ19の規定に基づく新株引受権の行使による場合を除く)、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じた1円未満の端数は切り上げる。ただし、算式中「既発行株式数」には新株発行等の前において会社が保有する自己株式数は含まない。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行(処分)株式数} \times 1 \text{株当たり払込(処分)金額}}{\text{新規発行(処分)前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行(処分)による増加株式数}}$$

- 4 当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い、本件新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、その他これらの場合に準じ行使価額の調整を必要とする場合は、合理的な範囲で適切に行使価額を調整する。

(3) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成21年1月1日～ 平成21年3月31日 (注)	40	135,851	1,417	2,510,966	1,417	2,316,036

(注) 新株予約権の行使による増加です。

(5) 【大株主の状況】

平成21年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数(株)	発行済株式総数 に対する所有株 式数の割合(%)
前多 俊宏	東京都世田谷区	29,314	21.58
株式会社ケイ・エム・シー	東京都新宿区西新宿3丁目20-2	25,240	18.58
日本トラスティ・サービス信託 銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海1丁目8-11	12,768	9.40
日本マスタートラスト信託銀行 株式会社(信託口)	東京都港区浜松町2丁目11番3号	8,192	6.03
資産管理サービス信託銀行株式 会社(証券投資信託口)	東京都中央区晴海1丁目8-12晴海アイランド トリトンスクエアオフィスタワー2棟	4,128	3.04
SOZO工房戦略投資事業有限責任 組合1号	東京都千代田区麹町3丁目3丸増ビル5F	2,142	1.58
株式会社昭文社	東京都千代田区麹町3丁目1	1,680	1.24
篠原 宏	東京都世田谷区	1,339	0.99
バンク オブ ニュ - ヨ - ク ジ - シ - エム クライアント アカ ウント ジェイピ - ア - ルディ アイエスジ - エフイ - - エイ シ - (常任代理人 株式会社三菱東京 UFJ銀行)	Peterborough Court 133 Fleet Street London EC4A 2BB United Kingdom (東京都千代田区丸の内2丁目7-1)	1,205	0.89
エスアイエックス エスアイエ ス エルティ - ディ - (常 任代理人 株式会社三菱東京U FJ銀行)	Baslerstrasse 100, CH-4600 Olten Switzerland (東京都千代田区丸の内2丁目7-1)	1,136	0.84
計		87,144	64.15

(注) 1 上記のほか、自己株式2,223株(1.64%)があります。

2 次の法人から第2四半期会計期間に変更報告書の提出があり、(報告義務発生日平成21年3月31日)、次のとおり株式を所有している旨報告を受けましたが、第2四半期末現在における当該法人名義の実質所有株式数の確認が出来ませんので、上記「大株主の状況」では考慮していません。

氏名又は名称	住所	所有株式数(株)	発行済株式総数 に対する所有株 式数の割合(%)
インベスコ投信投資顧問株式会 社	東京都港区虎ノ門四丁目3番1号 城山トラスト タワー25階	7,568	5.57

(6) 【議決権の状況】

【発行済株式】

平成21年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 2,223	-	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式
完全議決権株式(その他)	普通株式 133,628	133,621	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式
単元未満株式	-	-	-
発行済株式総数	135,851	-	-
総株主の議決権	-	133,621	-

(注) 完全議決権株式(その他)には、証券保管振替機構名義の株式が7株含まれています。なお、「議決権の数」欄には同機構名義の完全議決権付株式に係わる議決権の数7個は含まれていません。

【自己株式等】

平成21年3月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対す る所有株式 数の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社エムティーアイ	新宿区西新宿3-20-2	2,223	-	2,223	1.64
計	-	2,223	-	2,223	1.64

2 【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成20年10月	11月	12月	平成21年1月	2月	3月
最高(円)	118,600	131,900	106,800	153,600	190,000	184,600
最低(円)	64,500	82,800	94,000	102,200	135,000	125,000

(注) 最高・最低株価は、株式会社ジャスダック証券取引所における株価を記載しています。

3 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当四半期報告書の提出日までの役員の異動は、次のとおりです。

役職の異動

新役名及び職名		旧役名及び職名		氏名	異動年月日
取締役	執行役員専務 music.jp事業本部長	取締役	執行役員専務 music.jp事業本部長 兼 洋楽配信部長 兼 コンテンツ戦略室長	高橋 次男	平成21年1月1日
取締役	新ビジネス担当	非常勤 取締役		佐々木 隆一	平成21年1月22日
取締役	上席執行役員 CTO 開発センター長	取締役	執行役員常務 CTO 開発センター長	清水 義博	平成21年2月1日
取締役	執行役員常務 ITセンター長	取締役	執行役員常務 システムセンター長	成田 透	平成21年5月1日
取締役	上席執行役員 CTO ITセンター プロジェクト推進室長	取締役	上席執行役員 CTO 開発センター長	清水 義博	平成21年5月1日

第5 【経理の状況】

1 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号、以下「四半期連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しています。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当連結会計年度の第2四半期連結会計期間（平成21年1月1日から平成21年3月31日）及び第2四半期連結累計期間（平成20年10月1日から平成21年3月31日まで）に係る四半期連結財務諸表について、新日本有限責任監査法人により四半期レビューを受けています。

1【四半期連結財務諸表】
(1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：千円)

	当第2四半期連結会計期間末 (平成21年3月31日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成20年9月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	1,144,670	1,442,113
売掛金	6,230,444	5,441,371
商品	1,102	1,154
貯蔵品	1,287	8,855
繰延税金資産	805,919	554,452
その他	628,973	629,258
貸倒引当金	545,005	332,258
流動資産合計	8,267,391	7,744,946
固定資産		
有形固定資産	231,473	247,688
無形固定資産		
ソフトウェア	1,145,430	1,049,195
その他	6,775	7,369
無形固定資産合計	1,152,205	1,056,564
投資その他の資産		
投資有価証券	527,306	768,515
敷金及び保証金	646,821	562,791
繰延税金資産	469,470	330,760
その他	152,685	64,747
貸倒引当金	100,232	17,032
投資その他の資産合計	1,696,050	1,709,783
固定資産合計	3,079,730	3,014,035
資産合計	11,347,121	10,758,982

	当第2四半期連結会計期間末 (平成21年3月31日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成20年9月30日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	2,169,512	1,577,043
1年内償還予定の社債	-	50,000
1年内返済予定の長期借入金	200,196	200,196
未払金	1,044,446	766,760
未払法人税等	74,837	799,924
コイン等引当金	776,257	628,547
その他	351,930	502,841
流動負債合計	4,617,179	4,525,313
固定負債		
長期借入金	599,608	699,706
退職給付引当金	105,773	2,021
負ののれん	99,807	104,366
その他	34,142	42,037
固定負債合計	839,331	848,131
負債合計	5,456,510	5,373,444
純資産の部		
株主資本		
資本金	2,510,966	2,506,071
資本剰余金	3,021,147	3,016,252
利益剰余金	544,892	335,459
自己株式	223,985	499,372
株主資本合計	5,853,020	5,358,411
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	4,431	10,323
評価・換算差額等合計	4,431	10,323
新株予約権	33,158	16,802
純資産合計	5,890,610	5,385,537
負債純資産合計	11,347,121	10,758,982

(2)【四半期連結損益計算書】
【第2四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	当第2四半期連結累計期間 (自平成20年10月1日 至平成21年3月31日)
売上高	12,138,682
売上原価	3,867,250
売上総利益	8,271,432
販売費及び一般管理費	7,437,551
営業利益	833,881
営業外収益	
受取利息	517
負ののれん償却額	4,558
雑収入	3,319
営業外収益合計	8,396
営業外費用	
支払利息	10,797
持分法による投資損失	1,923
消費税等調整額	24,229
雑損失	2,958
営業外費用合計	39,908
経常利益	802,368
特別利益	
貸倒引当金戻入額	1,596
その他	6
特別利益合計	1,602
特別損失	
固定資産除却損	77,590
投資有価証券評価損	19,144
関係会社株式売却損	3,503
退職給付費用	89,116
コンテンツ情報料	104,317
特別損失合計	293,673
税金等調整前四半期純利益	510,298
法人税、住民税及び事業税	37,542
法人税等調整額	389,865
法人税等合計	352,323
四半期純利益	862,621

【第2四半期連結会計期間】

(単位：千円)

	当第2四半期連結会計期間 (自平成21年1月1日 至平成21年3月31日)
売上高	6,339,723
売上原価	1,970,291
売上総利益	4,369,431
販売費及び一般管理費	1 3,801,760
営業利益	567,671
営業外収益	
受取利息	219
負ののれん償却額	2,279
雑収入	1,890
営業外収益合計	4,389
営業外費用	
支払利息	5,379
持分法による投資損失	235
雑損失	1,369
営業外費用合計	6,985
経常利益	565,075
特別利益	
貸倒引当金戻入額	1,596
コンテンツ情報料	35,209
特別利益合計	36,806
特別損失	
固定資産除却損	77,590
投資有価証券評価損	19,144
特別損失合計	96,735
税金等調整前四半期純利益	505,146
法人税、住民税及び事業税	34,857
法人税等調整額	251,446
法人税等合計	216,589
四半期純利益	721,735

(3)【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

当第2四半期連結累計期間 (自平成20年10月1日 至平成21年3月31日)	
営業活動によるキャッシュ・フロー	
税金等調整前四半期純利益	510,298
減価償却費	421,434
退職給付引当金の増減額（は減少）	103,752
受取利息及び受取配当金	517
コイン等引当金	147,709
売上債権の増減額（は増加）	782,693
仕入債務の増減額（は減少）	592,468
未払金の増減額（は減少）	277,686
その他	176,841
小計	1,446,980
利息及び配当金の受取額	517
利息の支払額	10,797
法人税等の支払額	740,804
営業活動によるキャッシュ・フロー	695,896
投資活動によるキャッシュ・フロー	
無形固定資産の取得による支出	588,318
関係会社株式の売却による収入	216,000
その他	102,822
投資活動によるキャッシュ・フロー	475,140
財務活動によるキャッシュ・フロー	
自己株式の取得による支出	223,985
配当金の支払額	135,687
その他	140,308
財務活動によるキャッシュ・フロー	499,981
現金及び現金同等物の増減額（は減少）	279,225
現金及び現金同等物の期首残高	1,442,113
連結除外に伴う現金及び現金同等物の減少額	18,217
現金及び現金同等物の四半期末残高	1,144,670

【四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

当第2四半期連結累計期間 (自 平成20年10月1日 至 平成21年3月31日)
<p>1. 連結の範囲に関する事項の変更</p> <p>(1) 連結の範囲の変更</p> <p>連結子会社であった株式会社ピコソフトについては、平成20年11月1日付で当社に吸収合併したことにより、連結の範囲から除外しています。</p> <p>連結子会社であった株式会社マジオクおよび株式会社ピコソフト・ホールディングは重要性がなくなったため、連結の範囲から除外しています。</p> <p>連結子会社であった株式会社コミックジェイピーについては、平成21年2月1日付で当社に吸収合併したことにより、連結の範囲から除外しています。</p> <p>株式会社コミックジェイピー(新)については、当連結会計年度において設立したため、連結の範囲に含めています。</p> <p>(2) 変更後の連結子会社の数 6社</p> <p>2. 持分法の適用に関する事項の変更</p> <p>(1) 持分法適用関連会社の変更</p> <p>関連会社であった株式会社ベックワンキャピタルは平成20年11月28日付で同社の全株式を売却したため、持分法の適用範囲から除外しています。</p> <p>関連会社であった株式会社ムーバイルは重要性がなくなったため、持分法適用関連会社の範囲から除外しています。</p> <p>(2) 変更後の持分法適用関連会社の数 1社</p> <p>3. 会計処理方法の変更</p> <p>退職給付会計</p> <p>当社グループは、退職給付債務の算定にあたり、前連結会計年度までは簡便法によっていましたが、当連結会計年度から原則法による算定方法に変更しています。この変更は、従業員数の増加により、退職給付債務の金額に重要性が生じたため、その算定の精度を高め、退職給付費用の期間損益計算をより適正化するために行ったものです。</p> <p>この変更に伴い、当期首における退職給付債務について計算した簡便法と原則法の差額89,116千円を特別損失に計上しています。</p> <p>この結果、従来と同一の方法によった場合と比較して、営業利益および経常利益は13,801千円減少し、税金等調整前四半期純利益は102,918千円減少しています。</p>

【簡便な会計処理】

当第2四半期連結累計期間 (自 平成20年10月1日 至 平成21年3月31日)
<p>一般債権の貸倒見積高の算定方法</p> <p>当第2四半期連結会計期間末の貸倒実績率等が前連結会計年度末に算定したものと著しい変化がないと認められるため、前連結会計年度末の貸倒実績率等を使用して貸倒見積高を算定しています。</p>

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

当第2四半期連結会計期間末 (平成21年3月31日)		前連結会計年度末 (平成20年9月30日)	
1 固定資産の減価償却累計額		1 固定資産の減価償却累計額	
有形固定資産の減価償却累計額	202,374千円	有形固定資産の減価償却累計額	178,395千円

(四半期連結損益計算書関係)

第2四半期連結累計期間

当第2四半期連結累計期間 (自平成20年10月1日 至平成21年3月31日)	
1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目および金額は次のとおりです。	
支払手数料	1,325,896千円
広告宣伝費	2,625,713千円
給料・手当	1,246,833千円
退職給付費用	14,635千円
貸倒引当金繰入額	139,554千円
減価償却費	412,513千円

第2四半期連結会計期間

当第2四半期連結会計期間 (自平成21年1月1日 至平成21年3月31日)	
1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。	
支払手数料	692,239千円
広告宣伝費	1,324,265千円
給料・手当	628,718千円
退職給付費用	7,317千円
貸倒引当金繰入額	71,764千円
減価償却費	213,744千円

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第2四半期連結累計期間 (自平成20年10月1日 至平成21年3月31日)	
1 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係	
現金及び預金勘定	1,144,670千円
現金及び現金同等物	1,144,670千円

(株主資本等関係)

当第2四半期連結会計期間末(平成21年3月31日)及び当第2四半期連結累計期間(自平成20年10月1日至平成21年3月31日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	当第2四半期 連結会計期間末 (株)
普通株式	135,851

2 自己株式に関する事項

株式の種類	当第2四半期 連結会計期間末 (株)
普通株式	2,223

3 新株予約権等に関する事項

会社名	目的となる株式の種類	目的となる株式の数 (株)	当第2四半期 連結会計期間末残高 (千円)
提出会社	普通株式		33,158
合計			33,158

4 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成20年12月20日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	135,687	1,000	平成20年9月30日	平成20年12月22日

(2) 基準日が当連結会計年度の開始の日から当四半期連結会計期間末までに属する配当のうち、配当の効力発生日が当四半期連結会計期間の末日後となるもの
該当事項はありません。

5 株式資本の著しい変動に関する事項

該当事項はありません。

(ストック・オプション等関係)

当第2四半期連結会計期間(自平成21年1月1日至平成21年3月31日)

1 当第2四半期連結会計期間に付与したストック・オプションの内容

	第12回新株予約権
付与対象者の区分および人数	当社取締役2名、当社従業員57名
株式の種類別のストック・オプションの付与数	普通株式 772株
付与日	平成21年2月17日
権利確定条件	付与日(平成21年2月17日)から権利確定日(平成23年2月28日)まで継続して勤務していること
対象勤務期間	平成21年2月17日～平成23年2月28日
権利行使期間	平成23年3月1日～平成26年9月30日
権利行使価額(円)	153,200
付与日における公正な評価単価(円)	87,538

(企業結合等関係)

当第2四半期連結会計期間(自平成21年1月1日至平成21年3月31日)

共通支配下の取引等

1 対象となった事業の名称およびその事業の内容、企業結合の法的形式、結合後企業の名称ならびに取引の目的を含む取引の概要

(1) 対象となった事業の名称およびその事業の内容

事業の名称 株式会社コミックジェイピー

事業の内容 コンテンツ配信事業

(2) 企業結合の法的形式

共通支配下の取引(吸収合併)

(3) 結合後企業の名称

株式会社エムティーアイ

(4) 取引の目的を含む取引の概要

合併の目的

3.5世代携帯電話端末の普及により今後の市場拡大が期待されるコミック配信のみ子会社で運営していましたが、コンテンツ配信事業全体を当社で一体運営する方がより機動的にビジネス展開できると判断したため、株式会社コミックジェイピーと合併しました。

合併の期日

平成21年2月1日

2 実施した会計処理の概要

「企業結合に係る会計基準」(企業会計審議会平成15年10月31日)および「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号最終改正平成20年12月26日)に基づき、共通支配下の取引として処理しています。

(セグメント情報)

【事業の種類別セグメント情報】

当第2四半期連結会計期間(自平成21年1月1日至平成21年3月31日)

	コンテンツ 配信事業 (千円)	自社メディア 型広告事業 (千円)	計 (千円)	消去又は 全社 (千円)	連結 (千円)
売上高					
(1)外部顧客に 対する売上高	6,210,744	128,978	6,339,723	-	6,339,723
(2)セグメント間の 内部売上高又は 振替高	-	25,682	25,682	(25,682)	-
計	6,210,744	154,660	6,365,405	(25,682)	6,339,723
営業利益又は 営業損失()	677,682	90,704	586,978	(19,307)	567,671

当第2四半期連結累計期間(自平成20年10月1日至平成21年3月31日)

	コンテンツ 配信事業 (千円)	自社メディア 型広告事業 (千円)	計 (千円)	消去又は 全社 (千円)	連結 (千円)
売上高					
(1)外部顧客に 対する売上高	11,886,307	252,375	12,138,682	-	12,138,682
(2)セグメント間の 内部売上高又は 振替高	-	46,218	46,218	(46,218)	-
計	11,886,307	298,593	12,184,901	(46,218)	12,138,682
営業利益又は 営業損失()	1,092,822	219,057	873,765	(39,884)	833,881

(注) 事業の区分の方法および各区分に属する主要なサービスおよび製品の名称

- 1 事業区分の方法・・・サービスの内容および特性を考慮して区分しています。
- 2 各事業区分に属する主要な製品等の名称は下記のとおりです。
コンテンツ配信事業・・・モバイル・コンテンツ配信(公式サイト運営)、広告代理店、等
自社メディア型広告事業・・・モバイル・コンテンツ配信(一般サイト運営)、広告代理店、等

【所在地別セグメント情報】

当第2四半期連結累計期間(自平成20年10月1日至平成21年3月31日)

本邦以外の国または地域に所在する子会社および在外支店がないため、該当事項はありません。

【海外売上高】

当第2四半期連結累計期間(自平成20年10月1日至平成21年3月31日)

海外売上高がないため、該当事項はありません。

(1株当たり情報)

1 1株当たり純資産額

当第2四半期連結会計期間末 (平成21年3月31日)		前連結会計年度末 (平成20年9月30日)	
1株当たり純資産額	43,834円02銭	1株当たり純資産額	39,567円06銭

2 1株当たり四半期純利益及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益

第2四半期連結累計期間

当第2四半期連結累計期間 (自平成20年10月1日 至平成21年3月31日)	
1株当たり四半期純利益	6,415円90銭
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益	6,377円69銭

(注) 1株当たり四半期純利益及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定上の基礎

	当第2四半期連結累計期間 (自平成20年10月1日 至平成21年3月31日)
1株当たり四半期純利益	
四半期純利益(千円)	862,621
普通株主に帰属しない金額(千円)	-
普通株式に係る四半期純利益(千円)	862,621
普通株式の期中平均株式数(株)	134,450.68
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益	
四半期純利益調整額(千円)	-
普通株式増加数(株)	805.47
(うち新株引受権)(株)	(-)
(うち新株予約権)(株)	(805.47)

第2四半期連結会計期間

当第2四半期連結会計期間 (自平成21年1月1日 至平成21年3月31日)	
1株当たり四半期純利益	5,400円39銭
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益	5,360円43銭

(注) 1株当たり四半期純利益及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定上の基礎

	当第2四半期連結会計期間 (自平成21年1月1日 至平成21年3月31日)
1株当たり四半期純利益	
四半期純利益(千円)	721,735
普通株主に帰属しない金額(千円)	-
普通株式に係る四半期純利益(千円)	721,735
普通株式の期中平均株式数(株)	133,645.10
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益	
四半期純利益調整額(千円)	-
普通株式増加数(株)	996.13
(うち転換社債)(株)	(-)
(うち新株引受権)(株)	(-)
(うち新株予約権)(株)	(996.13)

(重要な後発事象)

当第2四半期連結会計期間(自平成21年1月1日至平成21年3月31日)

(自己株式の消却について)

当社は平成21年4月30日開催の取締役会において、当社が同日現在保有している自己株式について、その全株式を消却することを決定しました。なお、詳細は以下のとおりです。

1 自己株式の消却理由

取得した自己株式については、原則として消却する方針であるため、この方針に基づき、全株式を消却する予定です。

2 消却の内容

- (1) 消却する株式の種類 当社普通株式
- (2) 消却する株式の総数 2,223株
- (3) 消却予定日 平成21年5月27日

2【その他】

該当事項はありません。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成21年 5月15日

株式会社エムティーアイ
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 齊藤 浩史 印

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 井上 秀之 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社エムティーアイの平成20年10月1日から平成21年9月30日までの連結会計年度の第2四半期連結会計期間(平成21年1月1日から平成21年3月31日まで)及び第2四半期連結累計期間(平成20年10月1日から平成21年3月31日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社エムティーアイ及び連結子会社の平成21年3月31日現在の財政状態、同日をもって終了する第2四半期連結会計期間及び第2四半期連結累計期間の経営成績並びに第2四半期連結累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- (注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
2 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。